

# いなざわ男女共同参画プランⅡ

～みなが個性輝く明日へ～

(第2次中間改訂)

2016年度－2020年度

平成28年3月

稲 沢 市



# 男女共同参画社会の

## 実現を目指して



少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に伴い、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現が叫ばれています。そのための原動力として、女性も男性も互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会の実現」は不可欠となっています。

平成19年3月に策定した「いなざわ男女共同参画プランⅡ」も、今回の第2次中間改訂でいよいよ計画の最終期間となりますが、今回の改訂では、市民の皆様意識や社会情勢の変化、各施策の進捗状況を再確認するとともに、数値目標の見直しを行いました。特に、DV（ドメスティック・バイオレンス）対策については、関連施策の充実を図るとともに稲沢市DV対策基本計画としても位置付けています。また、東日本大震災を教訓とする災害時の女性活用や、平成27年8月に成立した女性活躍推進法に基づく職業生活における女性の活躍推進など、新たな課題に対する施策も盛り込みました。

今後もプランの着実な実行を通して男女共同参画社会の実現を目指し、行政はもとより、市民の皆様や関係者の方々と連携し、協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。

結びに、プランの見直しに当たり、御尽力いただきました男女共同参画審議会委員の皆様はじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました市民の皆様、御協力いただきました関係各位の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

稲沢市長 大野 紀 明

# 目 次

---

第1章 計画の見直しにあたって	・ ・ ・ ・ 1
第2章 アンケート調査における市民の意識	・ ・ ・ ・ 3
第3章 施策の体系、具体的内容	
1 施策の対比	・ ・ ・ ・ 9
2 施策の体系図	・ ・ ・ ・ 11
3 施策の具体的内容	
I 男女共同参画意識の形成	・ ・ ・ ・ 13
1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の啓発	
2. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	
II あらゆる分野への男女共同参画の推進	・ ・ ・ ・ 17
1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	
2. 地域活動への参画促進	
III 少子・高齢社会に対応した福祉の充実	・ ・ ・ ・ 20
1. 子育て支援の推進	
2. 高齢者支援等の推進	
IV 男女平等に基づく労働環境の整備	・ ・ ・ ・ 27
1. 労働環境の整備	
2. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	
3. 市役所における男女共同参画の推進	
V 男女平等の実現に向けた地域環境の整備	・ ・ ・ ・ 33
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
2. 生涯を通じた女性の健康の支援	
3. 地域における相互扶助の推進	
◆ 稲沢市DV対策基本計画	・ ・ ・ ・ 39
4 数値目標（第2次期間における進捗状況）	・ ・ ・ ・ 45
◆参考資料	
稲沢市男女共同参画審議会設置要綱	・ ・ ・ ・ 46
稲沢市男女共同参画審議会委員名簿	・ ・ ・ ・ 48

# 第1章 計画の見直しにあたって

## 1 稲沢市男女共同参画プランⅡ（第2次中間改訂）の基本理念

みなが自分らしく暮らせる稲沢市とするため、引き続き

### 『男女共同参画社会の実現』

を基本理念として掲げます。

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）では男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義しています。

また、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」（第9条）としています。

稲沢市男女共同参画プランⅡ（第2次中間改訂）の策定に当たっては、国、県の施策や最近の社会情勢等を踏まえ、女性と男性がお互いの人権を尊重し、自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会を、また、男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、女性と男性が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会を目指し、「人権の尊重」及び「自立と協働」を両輪に計画を策定、推進します。

## 2 中間改訂の趣旨

稲沢市では、平成19年に「いなざわ男女共同参画プランⅡ（以下「プランⅡ」という。）」を策定し、平成22年度には第1次中間改訂を実施、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を実施してきました。

今回、プランⅡの計画期間（平成19年度～平成32年度）のうち、第2次期間（平成23年度～平成27年度）の最終年次にあたり、施策、事業の進捗状況

の確認、アンケート調査（平成 26 年 12 月実施）による市民の意識の変化をもとに、再度プランⅡの計画の一部見直し（中間改訂）を行うものです。

また、配偶者等からの暴力、性犯罪等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるといえます。配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の被害は引き続き深刻な社会問題となっており、こうした状況に的確に対応する必要があることから、プランⅡの基本目標である「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の計画内容の一部を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく「稲沢市DV対策基本計画」として策定しました。

### 3 計画の期間

平成 19 年度（2007 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

◎第 1 次期間 平成 19 年度（2007 年度）～平成 22 年度（2010 年度）

◎第 2 次期間 平成 23 年度（2011 年度）～平成 27 年度（2015 年度）

◎第 3 次期間 平成 28 年度（2016 年度）～平成 32 年度（2020 年度）

各期間の最終年次には、推進状況の確認を行い、社会情勢等に応じ、計画を見直すこととします。

### 4 計画の位置付け

プランⅡは、男女共同参画社会基本法第 14 条に基づく、男女共同参画に係る法定計画です。

また、「第 5 次稲沢市総合計画（平成 20 年度～29 年度）」を上位計画とし、「稲沢市行動計画」、「稲沢市地域福祉計画」など関連計画と連携・調整を図りながら具体的な取り組みを策定します。

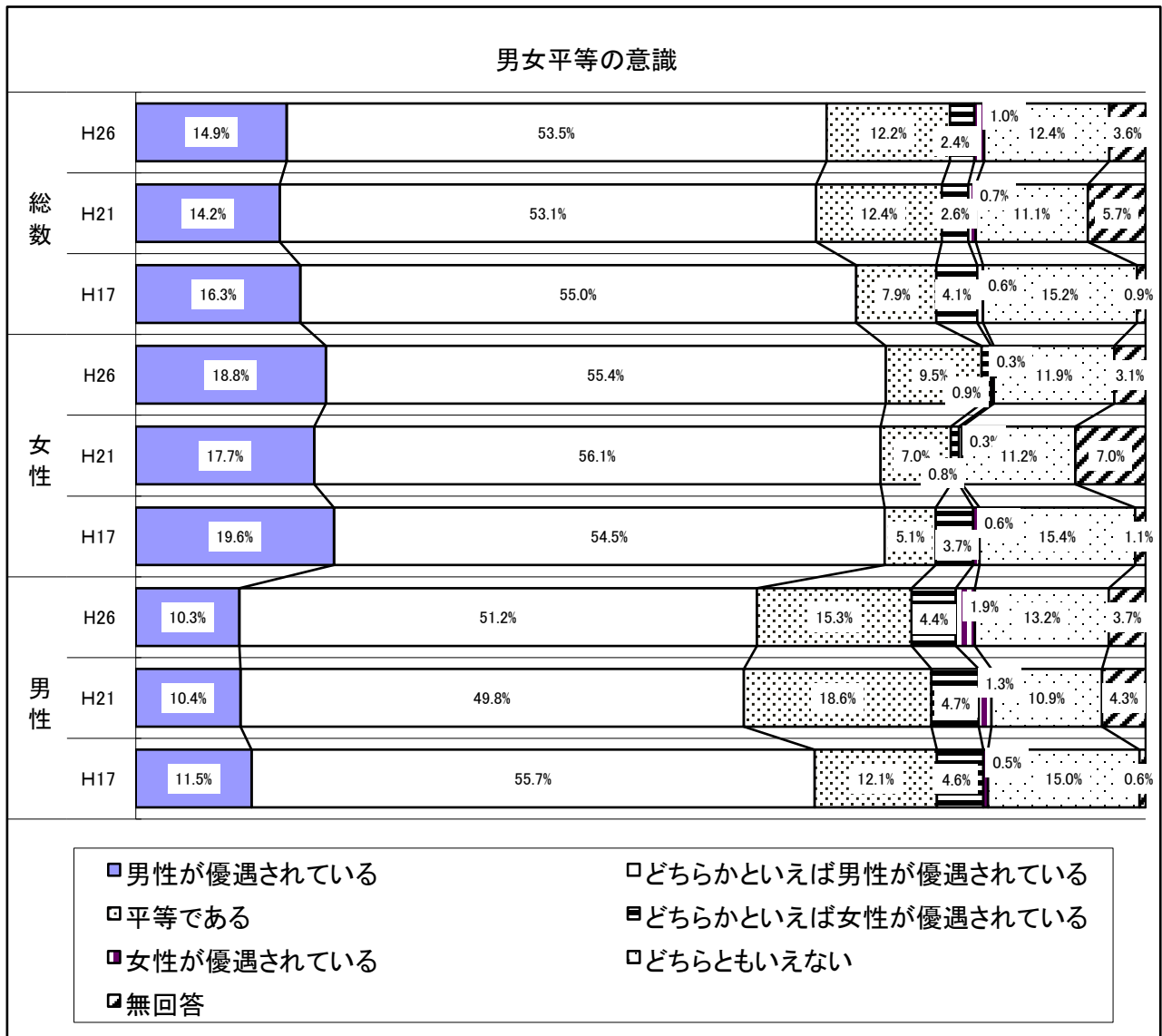
## 第2章 アンケート調査における市民の意識

プランⅡ策定後、男女共同参画社会づくりを推進するため、計画に基づき様々な取り組みを実施してきました。今回の第2次中間改訂に当たり、男女共同参画社会づくりに対する市民の意識の変化を調査するため、平成26年12月に「稲沢市男女共同参画社会づくり市民意識調査※」を行いました。ここでは、調査の概要を前回調査（平成21年12月実施）、前々回調査（平成17年7月実施）と比較する形で掲載します。

### 1 男女平等の意識について

男女の地位の平等感について、「男性が優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と回答した人の割合は、全体の68.4%で、前回調査の67.3%からは微増であり、社会全体における男女平等の意識が改善されていないことを示す結果となっています。

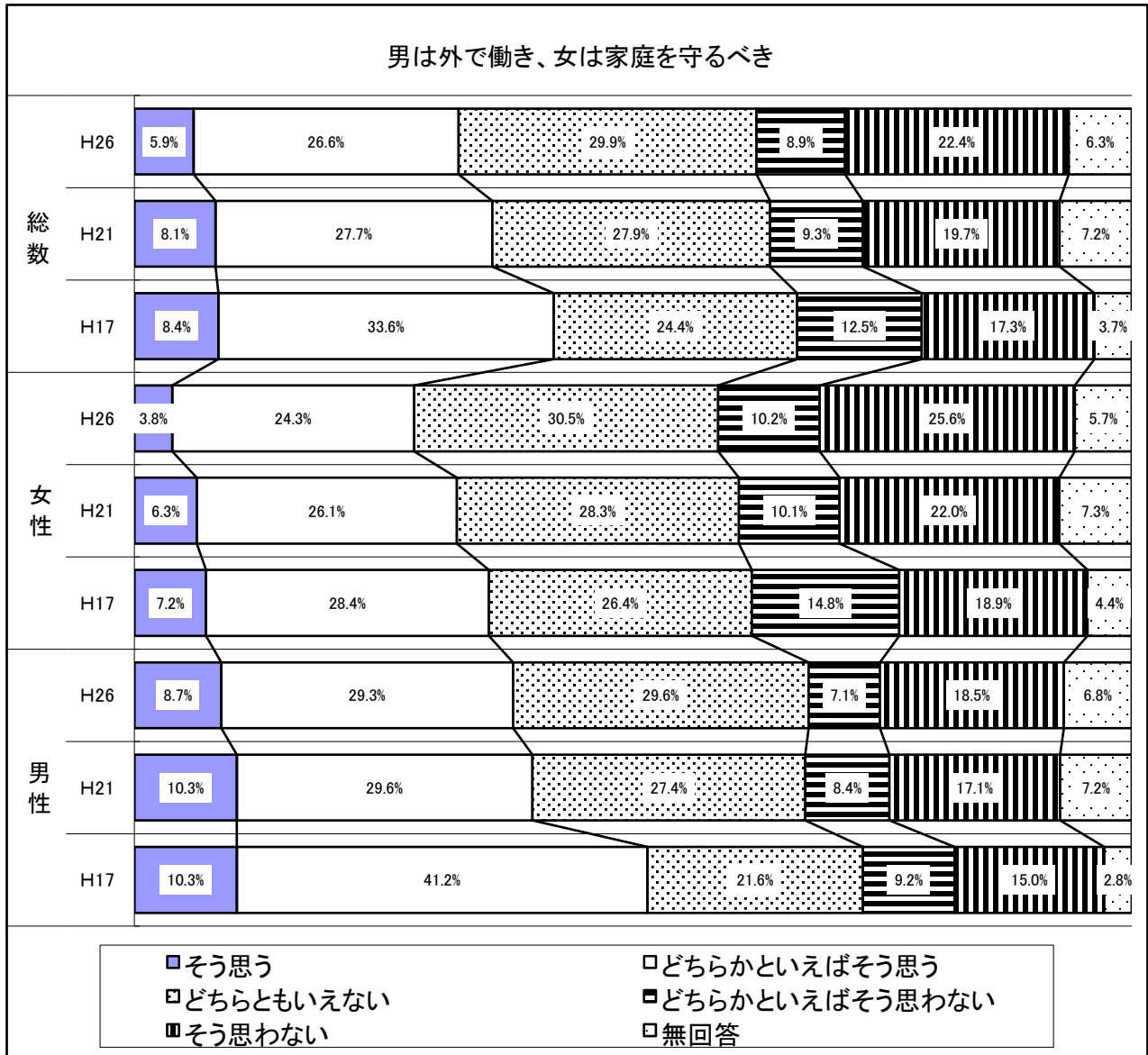
また、「平等である」、「どちらかといえば女性が優遇されている」、「女性が優遇されている」の回答は、女性に比べて男性の割合が高くなっており、男性と女性の男女平等についての意識の違いが鮮明になっています。



※ 調査期間、調査対象、回答率など市民意識調査の詳細については、稲沢市公式ホームページに掲載しております。

## 2 結婚、家庭生活について

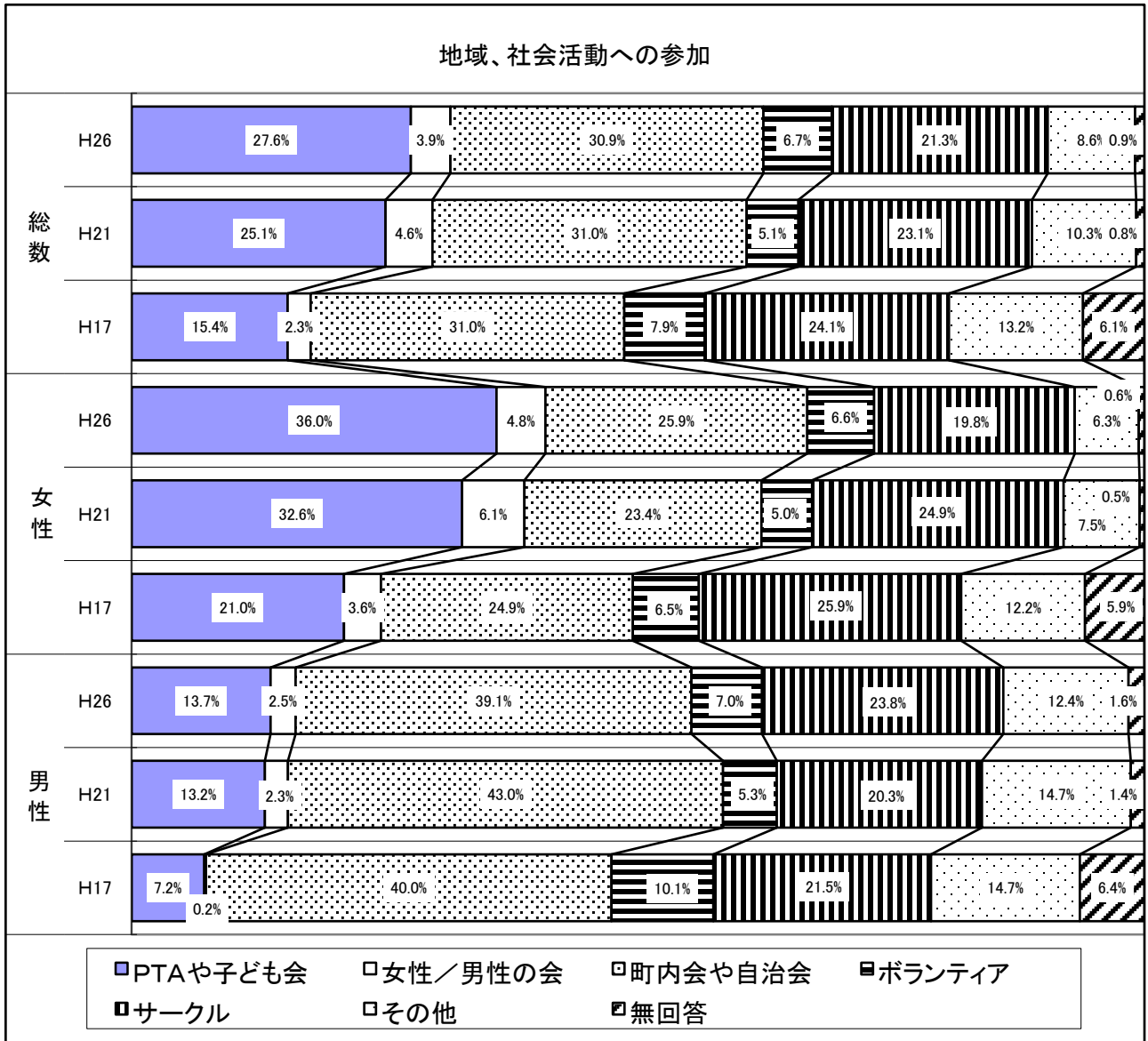
「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という考え方について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合は、前々回調査の42.0%、前回調査の35.8%と比較すると、32.5%と減少しており、結婚後の女性の社会参加への理解は年々深まってきていると言えます。



### 3 地域、社会活動について

地域での活動参加について、女性では「PTAや子ども会」（36.0%）と回答した人の割合が高く、男性では「町内会や自治会」（39.1%）と回答した人の割合が高くなっています。

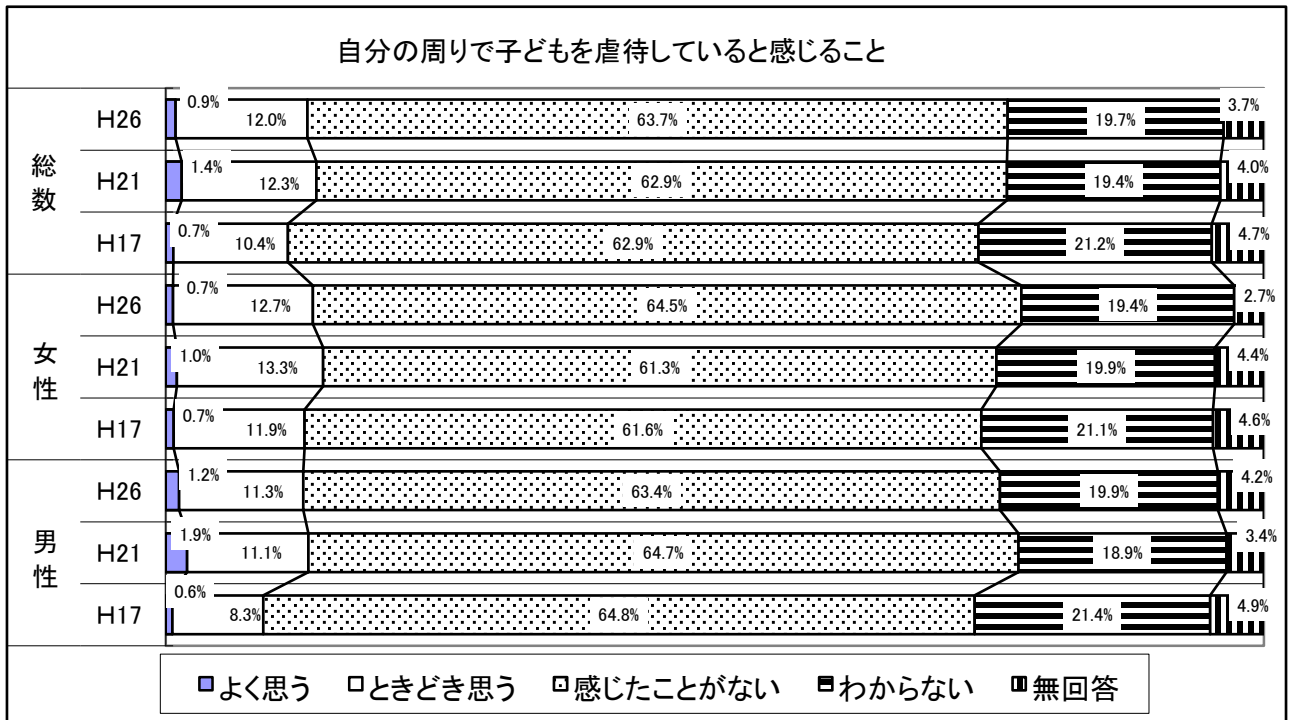
前回、前々回調査と比較すると、PTAや子ども会の活動に参加したことがあると回答した人の割合が増加しています。



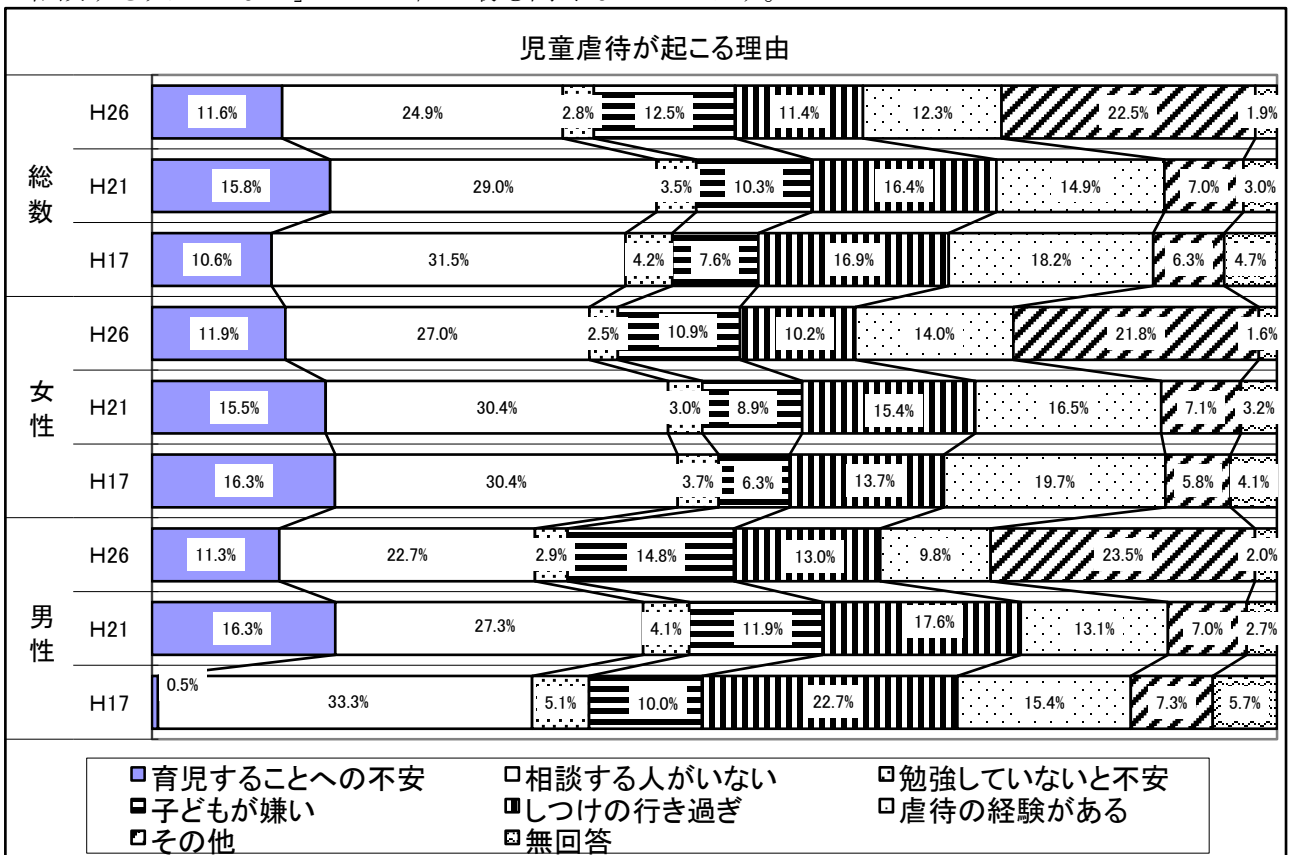


#### 4 子どもへの虐待について

前回、前々回調査と比較して、ほぼ横ばいとなっています。女性と男性の間で割合に大きな差も見られません。



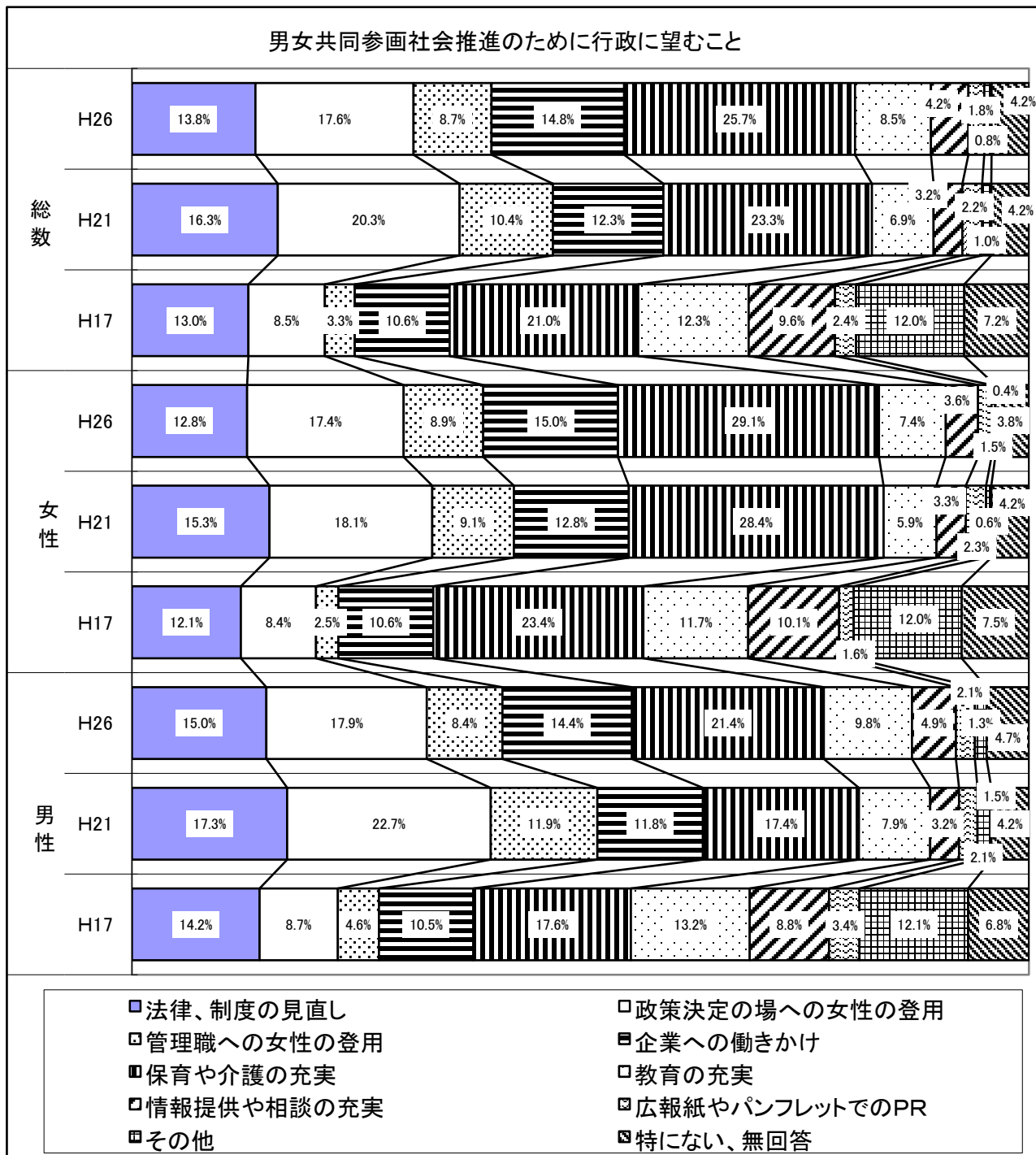
児童虐待が家庭の中で起こる理由が親にあると考える場合の原因としては、「育児の悩みについて相談する人がいない」が24.9%と最も高くなっています。



## 5 女性の社会進出について

男女共同参画社会を推進していくために行政に望むことについて、女性では「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」と回答した人の割合が最も高くなっています。「法律、制度の面で見直しを行う」、「学校や生涯教育などの場で男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」の2項目については男性の回答割合がやや高くなっています。一方、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」の男性の回答割合（21.4%）は、女性の回答割合（29.1%）よりも7.7ポイント低くなっています。

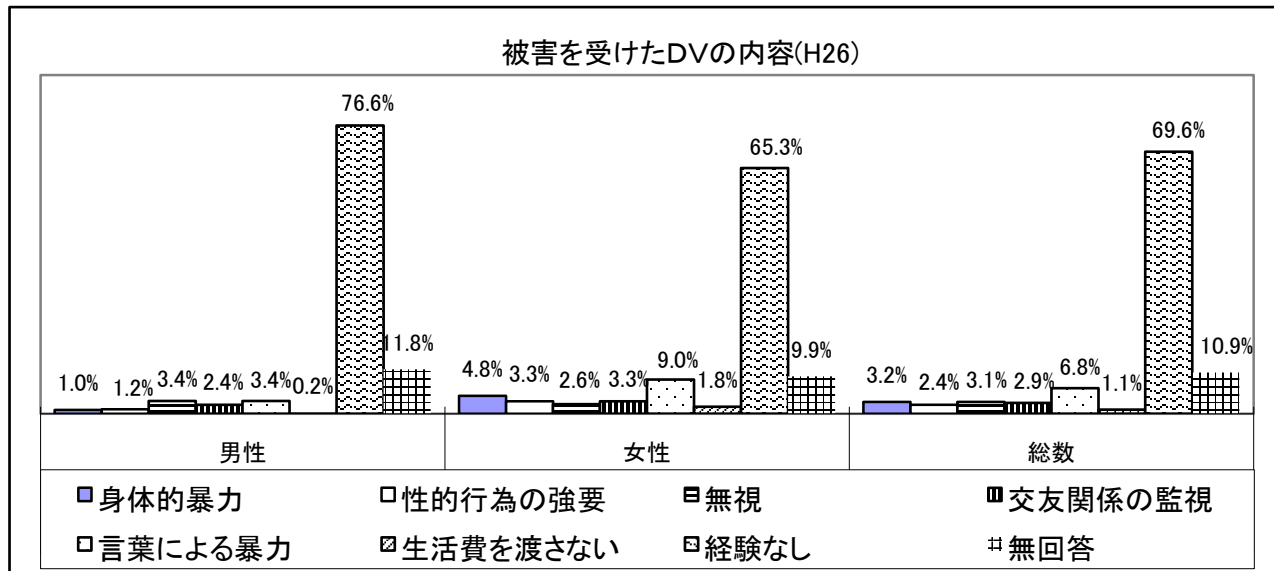
前回、前々回調査との比較では、女性も男性も「職場における男女の均等な取扱いについて周知徹底が図られるよう企業に働きかける」、「保育の施設・サービスや、高齢者や病人の施設や介護サービスを充実する」と回答した人の割合が増加しています。



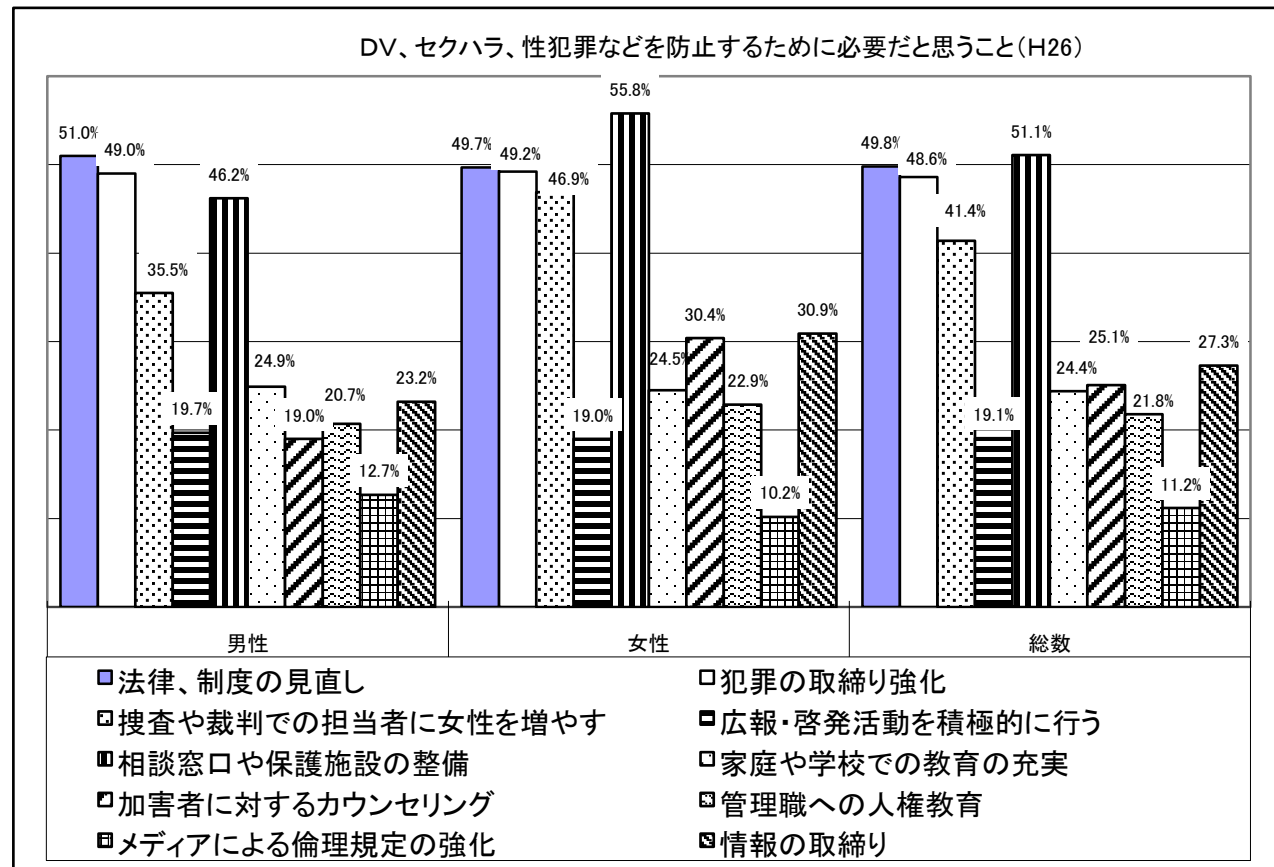
## 6 配偶者からの暴力について

### (1) ドメスティック・バイオレンス（DV）について

男性の11.6%、女性では24.8%の人が何らかのDV被害を受けた経験があると回答しています。女性では「言葉による暴力」（9.0%）と回答した人の割合が高く、男性では「無視」（3.4%）、「言葉による暴力」（3.4%）と回答した人の割合が高くなっています。



(2) DV、セクハラ、性犯罪などを防止するために必要なことについて  
 全体的に「法律・制度の面で見直しを行う」（49.8%）、「犯罪の取り締まりを強化する」（48.6%）、「被害者のための相談窓口や保護施設を整備する」（51.1%）と回答した人の割合が高くなっており、特に女性では「被害者のための相談窓口や保護施設を整備する」（55.8%）と回答した人の割合が高くなっています。



# 第3章 施策の体系、具体的内容

## 1 施策の対比

基本目標	基本的課題、主な取り組み	
	第1次中間改訂（H22年度）	第2次中間改訂（H27年度）
Ⅰ 男女共同参画意識	<b>1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の啓発</b>	<b>1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の啓発</b>
	(01) 男女の人権及び男女共同参画意識の啓発	(01) 男女の人権及び男女共同参画意識の啓発
	(02) 市民意識の調査	(02) 市民意識の調査
	<b>2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</b>	<b>2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</b>
	(03) 学校における男女共同参画教育の推進 (04) 家庭教育・生涯学習の充実 (05) 情報を読み解き、活用する能力向上のための機会の提供	(03) 学校における男女共同参画教育の推進 (04) 家庭教育・生涯学習の充実 (05) 情報を読み解き、活用する能力向上のための機会の提供
Ⅱ 男女共同参画分野の推進	<b>1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>	<b>1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大</b>
	(06) 審議会等への女性委員の登用促進	(06) 審議会等への女性委員の登用促進
	(07) 女性の登用に係る要綱の整備等を検討	(07) <u>女性の登用に係る要綱等の適正な運用及び推進</u>
	(08) 各種会合等の開催時間の工夫	(08) 各種会合等の開催時間の工夫
	<b>2 地域活動への参画促進</b>	<b>2 地域活動への参画促進</b>
	(09) 活動団体等への活動支援	(09) 活動団体等への支援
	(10) 男女共同参画の視点に立った団体やリーダーの育成推進 (11) 地域防災における女性の参画の促進 (12) 各種イベント、まつり及び観光の企画・運営に女性の参画を拡充	(10) 男女共同参画の視点に立った団体やリーダーの育成推進 (11) 地域防災における女性の参画の促進 (12) 各種イベント、まつり及び観光の企画・運営に女性の参画を拡充
Ⅲ 少子・高齢社会に対応した福祉の充実	<b>1 子育て支援の推進</b>	<b>1 子育て支援の推進</b>
	(13) 保育サービスの充実 (14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実 (15) ファミリー・サポート事業の充実 (16) 子育て相談の充実 (17) 子育て支援のための情報の充実 (18) 親子ふれあいの場の確保 (19) 地域における子育て支援の充実 (20) 子どもや母親の健康の確保 (21) 児童虐待防止策の充実 (22) 子どもの安全の確保 (23) 子どもの遊び場の整備	(13) 保育サービスの充実 (14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実 (15) ファミリー・サポート事業の充実 (16) 子育て相談の充実 (17) 子育て支援のための情報の充実 (18) 親子ふれあいの場の確保 (19) 地域における子育て支援の充実 (20) 子どもや母親の健康の確保 (21) 児童虐待防止策の充実 (22) 子どもの安全の確保 (23) 子どもの遊び場の整備
	<b>2 高齢者支援等の推進</b>	<b>2 高齢者支援等の推進</b>
	(24) 介護予防のための支援 (25) 地域における自立への支援の充実 (26) 地域で自立して暮らせるための支援 (27) 高齢者にやさしいまちづくりの推進 (28) 高齢者が安心して暮らせるための支援 (29) 高齢者の虐待防止対策の推進 (30) 高齢者相談の充実 (31) 障害者と暮らしている家族のかたへの支援	(24) 介護予防のための支援 (25) 地域における自立への支援の充実 (26) 地域で自立して暮らせるための支援 (27) <u>高齢者等にやさしいまちづくりの推進</u> (28) <u>高齢者等が安心して暮らせるための支援</u> (29) 高齢者の虐待防止対策の推進 (30) 高齢者相談の充実 (31) 障害者と暮らしている家族のかたへの支援

IV 男女平等に基づく労働環境の整備	<b>1 労働環境の整備</b>	<b>1 労働環境の整備</b>	
	(32) 事業所への男女共同参画に関する啓発	(32) 事業所への男女共同参画に関する啓発	
	(33) 育児・介護休業の啓発と取得促進	(33) 育児・介護休業の啓発と取得促進	
	(34) 家族経営協定の周知及び締結の促進	(34) 家族経営協定の周知及び締結の促進	
	(35) 企業における女性の管理職比率の向上推進	(35) 企業における女性の管理職比率の向上推進	
	(36) 事業所における職場内保育の充実	(36) 事業所における職場内保育の充実	
	(37) ファミリー・フレンドリー登録企業のPRと啓発	(37) ファミリー・フレンドリー登録企業のPRと啓発	
	<b>2 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援</b>	<b>2 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援</b>	
	(38) 仕事と子育て、介護の両立のための情報提供	(38) 仕事と子育て、介護の両立のための情報提供	
	(39) 労働時間短縮や新しい就労形態の普及	(39) 労働時間短縮や新しい就労形態の普及	
	(40) 労働相談体制の充実	(40) 労働相談体制の充実	
	(41) 削除	(41) 削除	
	(42) 女性農業者の活動支援の充実	(42) 女性農業者の活動支援の充実	
	(43) 商工会議所等が開催する講座の支援	(43) 商工会議所等が開催する講座の支援	
	<b>3 市役所における男女共同参画の推進</b>	<b>3 市役所における男女共同参画の推進</b>	
	(44) 育児休業・介護休暇の取得しやすい職場の環境整備	(44) 育児休業・介護休暇の取得しやすい職場の環境整備	
	(45) 育児休業・介護休暇からの復帰支援環境整備	(45) 育児休業・介護休暇からの復帰支援環境整備	
	(46) 課長職以上の管理職へ女性の登用促進	(46) 課長職以上の管理職へ女性の登用促進	
	(47) 女性職員を自治大学校に派遣するなどの能力開発支援	(47) 女性職員を自治大学校に派遣するなどの能力開発支援	
(48) 短時間勤務職員の導入についての検討	(48) 短時間勤務職員の導入についての検討		
(49) 男女共同参画に関する研修の充実	(49) 男女共同参画に関する研修の充実		
V 男女平等の実現に向けた地域環境の整備	<b>1 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>	<b>1 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b>	
	(50) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	(50) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	
	(51) 女性に対する暴力根絶のための環境づくり	(51) 女性に対する暴力根絶のための環境づくり	
	(52) ドメスティック・バイオレンス防止及び被害者保護	(52) <u>稲沢市DV対策基本計画に統合のため削除</u>	
	(53) 相談・カウンセリング体制の充実	(53) 相談・カウンセリング体制の充実	
	(54) 相談員等の研修の充実	(54) 相談員等の研修の充実	
	<b>2 生涯を通じた女性の健康の支援</b>	<b>2 生涯を通じた女性の健康の支援</b>	
	(55) 削除	(55) 削除	
	(56) 各種がん検診、各種健康教室、健康相談体制の充実	(56) 各種がん検診、各種健康教室、健康相談体制の充実	
	(57) 健康づくり支援ボランティアの充実	(57) 健康づくり支援ボランティアの充実	
	(58) 健康知識の普及及び啓発	(58) 健康知識の普及及び啓発	
	(59) 性差医療についての啓発	(59) 性差医療についての啓発	
	(60) 生涯にわたってスポーツできる事業の推進	(60) 生涯にわたってスポーツできる事業の推進	
	<b>3 地域における相互扶助の推進</b>	<b>3 地域における相互扶助の推進</b>	
	(61) 市民活動支援センターの活動の充実	(61) 市民活動支援センターの活動の充実	
	(62) 社会福祉協議会の活動の支援	(62) 社会福祉協議会の活動の支援	
	(63) 国際交流・協力の推進	(63) 国際交流・協力の推進	
	稲沢市DV対策基本計画		<b>稲沢市DV対策基本計画</b>
			(01) <u>DV被害防止に向けた啓発</u>
		(02) <u>DV相談体制の充実</u>	
		(03) <u>自立支援の充実</u>	

## 2 施策の体系図

基本理念

基本目標

基本的課題

主な取り組み

# 男女共同参画社会の実現

## I. 男女共同参画意識の形成

### 1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の啓発

- (01) 男女の人権及び男女共同参画意識の啓発
- (02) 市民意識の調査

### 2. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (03) 学校における男女共同参画教育の推進
- (04) 家庭教育・生涯学習の充実
- (05) 情報を読み解き、活用する能力向上のための機会の提供

## II. あらゆる分野への男女共同参画の推進

### 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- (06) 審議会等への女性委員の登用促進
- (07) 女性の登用に係る要綱等の適正な運用及び推進
- (08) 各種会合等の開催時間の工夫

### 2. 地域活動への参画促進

- (09) 活動団体等への支援
- (10) 男女共同参画の視点に立った団体やリーダーの育成推進
- (11) 地域防災における女性の参画の促進
- (12) 各種イベント、まつり及び観光の企画・運営に女性の参画を拡充

## III. 少子・高齢社会に対応した福祉の充実

### 1. 子育て支援の推進

- (13) 保育サービスの充実
- (14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実
- (15) ファミリー・サポート事業の充実
- (16) 子育て相談の充実
- (17) 子育て支援のための情報の充実
- (18) 親子ふれあいの場の確保
- (19) 地域における子育て支援の充実
- (20) 子どもや母親の健康の確保
- (21) 児童虐待防止策の充実
- (22) 子どもの安全の確保
- (23) 子どもの遊び場の整備

### 2. 高齢者支援等の推進

- (24) 介護予防のための支援
- (25) 地域における自立への支援の充実
- (26) 地域で自立して暮らせるための支援
- (27) 高齢者等にやさしいまちづくりの推進
- (28) 高齢者等が安心して暮らせるための支援
- (29) 高齢者の虐待防止対策の推進
- (30) 高齢者相談の充実
- (31) 障害者と暮らしている家族のかたへの支援

## IV. 男女平等に基づく労働環境の整備

### 1. 労働環境の整備

- (32) 事業所への男女共同参画に関する啓発
- (33) 育児・介護休業の啓発と取得促進
- (34) 家族経営協定の周知及び締結の促進
- (35) 企業における女性の管理職比率の向上推進
- (36) 事業所における職場内保育の充実
- (37) ファミリー・フレンドリー登録企業のPRと啓発

### 2. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

- (38) 仕事と子育て、介護の両立のための情報提供
- (39) 労働時間短縮や新しい就労形態の普及
- (40) 労働相談体制の充実
- (41) 削除
- (42) 女性農業者の活動支援の充実
- (43) 商工会議所等が開催する講座の支援

### 3. 市役所における男女共同参画の推進

- (44) 育児休業・介護休暇の取得しやすい職場の環境整備
- (45) 育児休業・介護休暇からの復帰支援環境整備
- (46) 課長職以上の管理職への女性の登用促進
- (47) 女性職員を自治大学校に派遣するなどの能力開発支援
- (48) 短時間勤務職員の導入についての検討
- (49) 男女共同参画に関する研修の充実

## V. 男女平等の実現に向けた地域環境の整備

### 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- (50) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (51) 女性に対する暴力根絶のための環境づくり
- (52) 削除
- (53) 相談・カウンセリング体制の充実
- (54) 相談員等の研修の充実

### 2. 生涯を通じた女性の健康の支援

- (55) 削除
- (56) 各種がん検診、各種健康教室、健康相談体制の充実
- (57) 健康づくり支援ボランティアの充実
- (58) 健康知識の普及及び啓発
- (59) 性差医療についての啓発
- (60) 生涯にわたってスポーツできる事業の推進

### 3. 地域における相互扶助の推進

- (61) 市民活動支援センターの活動の充実
- (62) 社会福祉協議会の活動の支援
- (63) 国際交流・協力の推進

## 稲沢市DV対策基本計画

- (01) DV被害防止に向けた啓発
- (02) DV相談体制の充実
- (03) 自立支援の充実

### 3 施策の具体的内容

#### I 男女共同参画意識の形成

##### 1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の啓発

###### 【現況と課題】

市民意識調査（平成26年12月実施）では、男女共同参画社会に関連した用語の認知度について、「男女雇用機会均等法」（75.7%）、「DV（ドメスティック・バイオレンス）<sup>※1</sup>」（75.1%）の認知度が高くなっている一方で、「男女共同参画社会」（38.7%）、「ジェンダー（社会的性別）<sup>※2</sup>」（28.0%）、「ワーク・ライフ・バランス<sup>※3</sup>」（27.5%）といった用語については、十分に認知されていない結果となりました。全体的に「男女共同参画社会」については市民にあまり認知されていない状況です。

男女共同参画社会の実現のための大きな障害の一つは、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的役割分担意識<sup>※4</sup>や性差に対する偏見です。これを解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開していく必要があります。

###### 【施策の方向】

###### (01) 男女の人権及び男女共同参画意識の啓発（秘書広報課、地域振興課、生涯学習課）

- ◎ 男女共同参画の理念や「ジェンダー（社会的性別）」の視点の定義について、誤解されないように努め、わかりやすい広報・啓発活動を進めます。
- ◎ 「男女共同参画社会」という用語を市民誰もが理解できるよう周知を図ります。
- ◎ 男女共同参画に関する認識を深め、社会的性別の視点を定着させ、職場・家庭・地域におけるさまざまな社会制度・慣行の見直しを促すための、広報・啓発活動を展開します。

###### ※1 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」

ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）の略称。暴力には身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

###### ※2 「ジェンダー（社会的性別）」

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を生物学的性別（セックス／sex）と区別して「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

###### ※3 「ワーク・ライフ・バランス」

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。このような社会が実現することで、多様性を尊重し、仕事と生活が好循環を生む活力ある社会が形成されると考えられている。

###### ※4 「固定的役割分担意識」

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等は固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。



◎ 男性にとっての男女共同参画形成の意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進します。

\* 広報紙に男女共同参画に関する記事を掲載します。

・ 広報紙による男女共同参画の啓発（秘書広報課）

\* 市職員が会場に出向いて行う出前講座の利用を促進します。

・ 市役所出前講座（秘書広報課）

\* C A T Vの市政情報番組において啓発を図ります。

・ 市政情報番組による男女共同参画の啓発（秘書広報課）

\* まちづくり推進協議会が行う男女共同参画に関する啓発活動を支援します。

・ 女性団体育成部会への活動支援、情報提供（地域振興課）

\* 男女共同参画推進団体と協力して啓発活動を実施します。

・ 男女共同参画社会づくりフォーラム、学習会の開催（生涯学習課）

・ 男女共同参画啓発パネル展、男女共同参画啓発資材配布（生涯学習課）

#### 《重点項目》

→ 男女共同参画啓発パネル展や啓発資材の配布、図書館での関連図書の展示などを通じて、市民が「男女共同参画社会」という用語に直接触れる機会を積極的に創出していきます。

#### ◆ 数値目標

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
「男女共同参画社会」という用語の周知度	2020年度	100%	2015年度	85%	2014年度 ※	38.7%	2004年度	52.5%

※ 用語の周知度については2014年度調査から調査方法を変更したため、参考値となります。

#### (02) 市民意識の調査（生涯学習課）

◎ 男女共同参画社会の形成の進捗状況を把握するため、定期的な調査を実施します。

\* 男女共同参画等に関する市民意識調査を実施します。

・ 男女共同参画に関する調査

## 2. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

### 【現況と課題】

市民意識調査では、男女の地位の平等について、学校教育の場では58.0%の市民が「平等である」と回答しており、家庭や職場、地域など、他の分野に比べて教育分野での平等感が高くなっています。一方で、家庭・地域における教育も、子どもたちの意識の形成に大きな影響を及ぼします。とりわけ家庭の中において「女だから、男だから」といった性別を意識したものの見方や考え方は、幼児期からの生活習慣の中で無意識のうちに身につけていきます。

将来の社会を担う子どもたちが、成長する過程において、性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に伸ばし、豊かな人間性をはぐくむことのできるよう、今後は学校教育の場だけでなく、市民全体への教育・学習機会を充実させていく必要があります。

また、性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることによって更に複合的に困難な状況に置かれている場合などについて、人権教育・啓発活動の促進に努めていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (03) 学校における男女共同参画教育の推進（学校教育課）

- ◎ 学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、多くの先人たちの努力により男女平等がいかに進展してきたかなど、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図ります。
- ◎ 思いやりと自立の意識をはぐくむ教育、一人一人の個性や能力を尊重し、児童生徒が主体的に学び、考え、行動する姿勢をはぐくむ教育を推進します。
- ◎ 学校運営が、性別に基づく固定的な役割分担を前提に行われることがないよう留意し、その考え方がPTA活動などの地域活動にも浸透するように努めます。
  - \* 男女共同参画に関する教職員研修を行います。
  - \* 男女共同参画意識の育成を図る授業を行います。
    - ・ 男女平等意識の育成
    - ・ 人権教育の推進
    - ・ 個性や能力を重視した生徒指導及び学習指導の充実
  - \* 男女共同参画意識に基づいた性に関する学習をします。

#### (04) 家庭教育・生涯学習の充実（生涯学習課）

- ◎ 男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合えるような人間形成を図るため、子育て中の親やこれから親となるかたを対象とした家庭教育を実施します。
  - \* 男女共同参画の意識を高めるための講座を行います。
    - ・ 家庭教育学級

◎ 男女共同参画の意識を高めるためのセミナーや講座を開催し、固定的な男女の役割分担にとらわれない意識を醸成する学習機会を提供します。開催時には、女性だけでなく男性に対しても積極的な参加を促します。

\* 男女共同参画推進セミナーを行います。

◎ 未来を担う青少年が、豊かな社会性と優れた創造性を培い、自ら考え、責任を持って行動できるよう青少年健全育成市民大会を開催します。

\* 青少年健全育成市民大会を開催します。

#### ◆ 数値目標

項目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目標値		目標値		現況値			
男女共同参画推進 セミナーに参加する 男性の割合	2020年度	35%	2015年度	30%	2014年度	25.5%	2005年度	8.1%

#### (05) 情報を読み解き、活用する能力向上のための機会の提供（こども課、学校教育課、生涯学習課、図書館）

◎ 学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めます。

\* メディアの発信する情報を読み解く力を養い、人権を傷つける報道等について問題意識を持つ機会を設けます。

◎ 学校教育において、インターネットをはじめさまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力を育成します。

\* 学校における メディア・リテラシー<sup>※5</sup> 教育の充実に努めます。

・メディア・リテラシー教育について検討（こども課）

・メディア・リテラシー教育の充実（学校教育課）

・メディア・リテラシーに関する講座開催（生涯学習課）

\* 男女共同参画に関する図書を充実します。

・男女共同参画に関する図書等購入（図書館）

◎ 国が作成した「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を市職員に広く周知します。

\* 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」を市職員に配布、周知することで、各課が発行するパンフレット等が男女共同参画の視点を取り入れたものとなるよう努めます。

・「男女共同参画の視点からの公的広報の手引」の周知（生涯学習課）

#### ※5 「メディア・リテラシー」

市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。

## Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の推進

### 1. 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

#### 【現況と課題】

市では、各種審議会への女性委員登用比率について、平成 32 年度末（2020 年度末）までに 35%を目標に取り組んできました。平成 26 年度末（2014 年度末）の現況は 29.2%と進展はしているものの、女性委員のいない委員会や公募制度を導入していない委員会もあり、改善すべき点がまだまだ見受けられます。政策・方針決定過程への女性の参画を進めるためには、女性自らが力を持った存在になるための支援や人材育成を図るとともに、様々な分野に応じたポジティブ・アクション<sup>※6</sup>など積極的な取り組みが必要です。

#### 【施策の方向】

##### (06) 審議会等への女性委員の登用促進（企画政策課、関係各課）

◎ 各種審議会の女性委員の人数・比率等を定期的に調査・分析し、計画的に取り組みを進めます。

\* 政策・方針決定の場に女性の参画を促進するため、各種審議会等に女性委員を積極的に登用します。

#### ◆ 数値目標

項目	第3次期間		第2次期間			プランⅡ策定時		
	目標値		目標値		現況値			
市の審議会等に占める女性委員の割合	2020年度	35%	2015年度	33%	2014年度	29.2%	2006年度	21.9%
農業委員に占める女性委員の割合	2020年度	9%	2015年度	6%	2014年度	5.6%	2006年度	0%

##### (07) 女性の登用に係る要綱等の適正な運用及び推進（企画政策課、関係各課）

\* 各種審議会等における男女構成割合の適正化を附属機関要綱等に位置づけ、女性委員の参画、促進を図ります。

##### (08) 各種会合等の開催時間の工夫（企画政策課、関係各課）

\* 市民参画を推進するため、開催する会合等について、さまざまな市民が参加できるよう、開催時間を工夫します。

#### ※6 「ポジティブ・アクション」

積極的改善措置のこと。各種審議会等委員への女性登用目標の設定や、女性職員の採用の促進等が考えられる。

## 2. 地域活動への参画促進

### 【現況と課題】

市民意識調査では、地域活動への参加者（経験者含む）は49.7%となっており、約半数の市民が何らかの地域活動に参加しています。しかし、「町内会や自治会」（30.9%）、「PTAや子ども会」（27.6%）への参加が目立ち、「NPOやボランティア」（6.7%）「地域の女性（男性）団体」（3.9%）といった多様な地域活動への参加につながっていません。また、「町内会や自治会」では男性の割合が13.2ポイント、「PTAや子ども会」では女性の割合が22.3ポイント高くなっており、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

防災の分野では、平成23年3月に発生した東日本大震災において、救助・救援、医療、消火活動及び復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しました。一方で、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなど、様々な課題が明らかになりました。それらの経験から、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画が不可欠であること、災害対応における男女共同参画の視点が重要であることや、それらの実現のためには、多様な主体による平時からの連携が重要であることが改めて認識されました。これらの視点に立った施策運営が求められます。

### 【施策の方向】

#### (09) 活動団体等への支援（生涯学習課）

- \* 男女共同参画を推進するため、フォーラム等の企画・運営をいなざわウィルネットに委託し、その活動を支援します。
  - ・ 男女共同参画推進団体ネットワーク事業
- \* 地域女性学級及び稲沢市連合婦人会など女性団体の活動を支援します。
  - ・ 地域女性学級への活動支援
  - ・ 稲沢市連合婦人会への助成

#### (10) 男女共同参画の視点に立った団体やリーダーの育成推進

##### （地域振興課、保健センター、生涯学習課）

- \* 男女共同参画の視点に立った団体やリーダーの育成に努めます。
- \* 市民の健康づくりを支援できるボランティア組織づくりのため、リーダー養成や活動支援を行います。
  - ・ NPOやボランティア団体育成の支援（地域振興課）
  - ・ 食生活改善推進員（ヘルスメイト）活動の支援（保健センター）
  - ・ 県が主催する養成講座への派遣（生涯学習課）

### (11) 地域防災における女性の参画の促進（危機管理課）

- ◎ 防災分野での固定的性別役割分担意識を見直すとともに、防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を進めます。
- ◎ 災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるようにします。
  - \* 災害時に支援活動を担う女性が防災関係の役員として参画できる環境を整備します。
    - ・ 防災訓練事業
    - ・ 自主防災訓練補助事業

#### 《重点項目》

- 地域防災リーダー養成講座等において、女性講師を招き、女性の視点から防災を考える機会を増やします。

### (12) 各種イベント、まつり及び観光の企画・運営に女性の参画を拡充

（地域振興課、商工観光課、関係各課）

- ◎ 各種イベント、まつり及び観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。
  - \* まちづくり推進協議会が行う事業・方針決定過程の場へ、女性の参画が広がるよう働きかけます。
  - \* 市や町内会等が催す各種イベントやまつりなどの企画・運営に女性が積極的に参画できるよう働きかけます。

#### ◆ 数値目標

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
まちづくり推進協議会に占める女性委員の割合	2020年度	25%	2015年度	20%	2014年度	13.9%	2006年度	15.6%

### Ⅲ 少子・高齢社会に対応した福祉の充実

#### 1. 子育て支援の推進

##### 【現況と課題】

子育て支援の分野では、延長保育、乳児保育や放課後児童健全育成事業等で平成 32 年度末の目標値を上回っています。しかし、家庭・地域においては、核家族化の進展等により人間関係の希薄化が進むなど、子育てをする上で様々な課題が生じており、各種保育サービスの充実など、社会的な子育て支援の必要性が高まっています。就労時間や就労形態など、保護者を取り巻く労働環境も変化していることから、多様なライフスタイル、多様な働き方に対応した施策を展開し、仕事と子育ての両立を支援していく必要があります。

##### 【施策の方向】

##### (13) 保育サービスの充実（こども課）

◎ 多様な保育サービスの需要に適切に対応し、仕事と子育ての両立の負担感を軽減します。また、保育サービスの質の向上と情報提供を推進し、適切なサービスの選択が行われるようにします。

\*安心して子どもを預け就労できるよう、保育サービスの充実に努めます。

- ・延長保育、乳児保育（3歳未満児保育）、障害児保育、一時保育の充実
- ・夜間保育、休日保育、病後児保育、特定保育の実施検討

##### ◆数値目標（※第1次中間改訂から私立保育園を含めた目標値に変更）

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
延長保育 の促進	2020年度	23 保育園 ※1	2015年度	23 保育園	2014年度	29 保育園	2005年度	11 保育園
乳児保育 の促進	2020年度	29 保育園 ※2	2015年度	28 保育園	2014年度	30 保育園	2005年度	11 保育園
障害児保 育の促進	2020年度	12 保育園	2015年度	11 保育園	2014年度	12 保育園	2005年度	5 保育園
一時保育 の促進	2020年度	7 保育園	2015年度	7 保育園	2014年度	6 保育園	2005年度	2 保育園

※1 2015年度から「子ども子育て支援新制度」の施行に伴い、延長保育の定義が変更になったため、現況より第3次期間目標値が低くなっている。

※2 保育園の統廃合に伴い現況より1園減となっている。

#### (14) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実（こども課）

\* 学校から児童クラブまでの児童の移動を、より安全に行えるよう児童クラブの配置を検討します。

#### ◆数値目標

項目	第3次期間		第2次期間				プランII策定時	
	目標値		目標値		現況値			
放課後児童健全育成事業の促進	2020年度	38クラブ	2015年度	26クラブ	2014年度	34クラブ	2005年度	15クラブ

#### (15) ファミリー・サポート・センター事業の充実（こども課）

◎ 相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

\* 仕事と子育ての両立支援のため、利用しやすいシステムの検討を行います。

#### (16) 子育て相談の充実（こども課、保健センター）

\* 子育て中の保護者が、気軽に相談できる体制づくりに努めます。

- ・ 子育て支援総合相談センター、子育て支援センターでの相談実施（こども課）
- ・ 健康相談、電話相談、新生児訪問の実施（保健センター）
- ・ こんには赤ちゃん訪問事業（こども課、保健センター）
- ・ 地域子育て支援拠点事業の充実（こども課）

#### (17) 子育て支援のための情報の充実（こども課、保健センター）

\* 子育て情報紙、子育て支援マップの発行など、子育てに関する情報の充実に努めます。

- ・ 子育て情報紙の発行、ホームページへの掲載（こども課）
- ・ 子育て支援ガイドブックの発行（こども課）
- ・ こんには赤ちゃん訪問事業<再掲>（こども課、保健センター）

#### (18) 親子ふれあいの場の確保（こども課、保健センター、生涯学習課）

\* 親子のコミュニケーション並びに親同士の交流、情報交換をする場の確保に努めるとともに、父親の参加を呼びかけます。

- ・ 親子あそび（こども課）
- ・ 園庭、園舎の開放（こども課）
- ・ 初めての赤ちゃんとママの部屋（こども課）
- ・ プレイルーム（こども課）



- ・パパもいっしょ（こども課）
- ・すくすく広場（保健センター）
- ・親子ふれあい広場（生涯学習課）

**(19) 地域における子育て支援の充実（地域振興課、福祉課、こども課、生涯学習課）**

\* 児童の健全育成を図る団体などの活動を支援することをもって、子育て支援の充実を図ります。

- ・母親クラブ、子ども会の育成及び助成事業（こども課）
- ・尾張地区家庭教育推進運営協議会への支援（生涯学習課）
- ・民生委員・児童委員による子育て支援（福祉課、こども課）
- ・地域の子育て支援サークルの活動支援（こども課、生涯学習課、地域振興課）
- ・保育ママ制度の確立（こども課）

**(20) 子どもや母親の健康の確保（こども課、保健センター、学校教育課、生涯学習課）**

\* 乳幼児の健康を確保するため、各種健診・予防接種を実施します。

- ・乳幼児健診（保健センター）
- ・幼児歯科健診（保健センター）
- ・予防接種（保健センター）

\* 健康に関する意識を啓発するための事業を開催します。

- ・初妊婦教室（保健センター）
- ・ママパパ教室（保健センター）
- ・プレママごはん（保健センター）

\* 「食育」の推進を行います。

- ・リーフレットの配布、試食会の開催、親子料理（おやつ）教室の開催（こども課）
- ・離乳食教室（保健センター）
- ・家庭や地域と連携した食育の啓発（学校教育課）
- ・親子ふれあいクッキングA・B・C（生涯学習課）
- ・親子ふれあい料理教室（生涯学習課）

**(21) 児童虐待防止策の充実（こども課、保健センター、学校教育課）**

◎ 関係機関と連携して、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努めます。

- \* 児童虐待を受けている子どもの早期発見とその後の支援を進めます。
- \* 養護者（家族等）への支援を行い、その負担の軽減を図ります。

## (22) 子どもの安全の確保（総務課、学校教育課、生涯学習課）

\*交通安全の確保や犯罪などから子どもを守る活動を推進します。

- ・交通安全教育（総務課）
- ・チャイルドシートの着用の啓発（総務課）
- ・防犯などの情報提供（総務課）
- ・防犯講習会（総務課）
- ・スクール・ガード（学校教育課）
- ・防犯ブザーの携帯による対応（学校教育課）
- ・子ども110番の家の指定（学校教育課）
- ・多様な学習活動支援事業（注）（学校教育課）
- ・パトロール活動（生涯学習課）

（注）多様な学習活動支援事業とは・・・通学団、通学班によっては、1年生のみの通学団や低学年だけで一人で下校する場合もあるため、児童の登下校の安心・安全を図ることを目的として高学年児童の下校時に合せ学校での多様な学習活動を展開し、常に一斉下校を行う事業です。

\*学校・家庭・地域社会が連携した有害環境浄化活動を推進するなど、青少年を取り巻く地域の環境を浄化するための啓発活動を推進します。

- ・有害図書の確認（生涯学習課）

## (23) 子どもの遊び場の整備（こども課、都市計画課）

\*児童館・児童センター、児童遊園、地区広場、ちびっ子広場、都市公園など、子どもが安心して利用できる施設の整備に努めます。

### ◆数値目標

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
市民1人当たり の都市公園面積	2020年度	5.10 m <sup>2</sup>	2015年度	4.24 m <sup>2</sup>	2014年度	4.93 m <sup>2</sup>	2005年度	3.80 m <sup>2</sup>

## 2. 高齢者支援等の推進

### 【現況と課題】

平成12年4月に介護保険制度が始まり、それまでは家庭、特に女性が中心となって担ってきた介護は、介護保険による各種サービスの普及に伴い社会全体で担われるようになってきました。しかし、実際に介護経験のある市民への意識調査では、「家庭における主な介護者」について、「ホームヘルパーなどの在宅介護サービス」(9.6%)に対し、「配偶者(夫も含む)」(24.6%)、「息子の配偶者」(20.2%)、「母」(17.5%)と、家族介護における女性の負担がまだまだ大きいことを示しています。そのため、介護への男性の参加に向けた取り組みやひとり暮らし高齢者・認知症高齢者の見守り体制構築、さらには介護が必要になっても住み慣れた地域で医療や介護、予防、生活支援、住まい等のサービスを切れ目なく受けることが出来る「地域包括ケアシステム」の構築、在宅医療と在宅介護の連携強化など、各種施策を重層的に進めていくことで、介護者の負担軽減を図っていくことが重要な課題となります。

また、介護予防や生きがい対策事業を充実させていくことで、介護が必要になる前の健康な期間である「健康寿命」の伸長を図っていく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (24) 介護予防のための支援（高齢介護課）

◎ 介護予防、生活安全施策の充実を図るため、要支援・要介護状態になる前から介護予防に資する事業を実施します。

\* 「いきいきヘルス高齢者（生活機能が低下している高齢者）」に対して予防教室などを行います。

- ・ 認知症予防教室
- ・ いきいきヘルス体操
- ・ 栄養改善
- ・ 口腔ケア

#### 《重点項目》

→ 介護保険法改正に伴う新しい介護予防・日常生活支援総合事業へ移行するための検討を進めていき、より充実した介護予防のための支援を目指します。

#### (25) 地域における自立への支援の充実（総務課、危機管理課、高齢介護課、生涯学習課）

◎ 高齢者の学習要求にこたえ、高齢者に生きがいのある充実した生活を実現するため、高齢者を対象とした学習機会の提供を図ります。

\* 高齢者が安心して暮らせる環境の整備を図ります。

- ・ 高齢者交通安全啓発活動（総務課）
- ・ 防災マップの整備（危機管理課）

\* 高齢者が生きがいを持てるよう学習活動等を支援します。

- ・ 高齢者生きがい対策事業（高齢介護課）
- ・ 高齢者ふれあいサロン事業（高齢介護課）
- ・ 老人クラブ活動事業（高齢介護課）
- ・ 成人大学、寿教室（生涯学習課）

◆ 数値目標

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
高齢者ふれあい サロンの運営所数	2020年度	34か所	2015年度	21か所	2014年度	27か所	2005年度	8か所

(26) 地域で自立して暮らせるための支援（高齢介護課）

\* 高齢者が地域で安心して、また自立して暮らすことができるよう、福祉サービスの充実に努めます。

- ・ ホームヘルプサービス事業
- ・ 給食サービス事業
- ・ 緊急通報システム事業
- ・ 寝具洗濯乾燥サービス事業

(27) 高齢者等にやさしいまちづくりの推進（高齢介護課、都市計画課、建築課、土木課）

◎ 住宅及び公園の整備を含む高齢者、障害者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路環境整備などの社会基盤整備を進めます。

\* 市営住宅の新築等の際は、高齢者に配慮した住まいの確保を図ります。

- ・ シルバーハウジングなどの整備促進（高齢介護課、建築課）

\* 公共施設などの段差解消、トイレの改修等の整備をします。

- ・ バリアフリー化の推進（都市計画課、建築課）

\* 道路及び歩道環境の整備を進めます。

- ・ 歩道の凹凸解消（土木課）

◆ 数値目標

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
シルバーハウジ ングの整備促進	2020年度	27戸	2015年度	27戸	2014年度	9戸	2005年度	0戸
公共施設のバリ アフリー整備	2020年度	48施設	2015年度	37施設	2014年度	44施設	2004年度	25施設

**(28) 高齢者等が安心して暮らせるための支援（危機管理課、福祉課、高齢介護課）**

\*避難行動要支援者（災害時において自ら避難することが困難な場合）の災害時の支援体制の構築を図ります。

- ・避難行動要支援者名簿の整備（危機管理課、福祉課、高齢介護課）
- ・避難行動要支援者個別計画の作成（危機管理課、福祉課、高齢介護課）

\*認知症高齢者ケアの充実を図ります。

- ・広報、出前講座による啓発（高齢介護課）
- ・認知症の進行防止と予防対策の充実（高齢介護課）

\*家族介護者への支援を図ります。

- ・外出支援サービス事業（高齢介護課）
- ・訪問理美容サービス事業（高齢介護課）
- ・介護用品支給事業（高齢介護課）
- ・徘徊高齢者家族支援事業（高齢介護課）
- ・家族介護者交流事業（高齢介護課）
- ・認知症介護家族支援事業（高齢介護課）
- ・高齢者等安心おかえりネットワーク事業（高齢介護課）

**(29) 高齢者の虐待防止対策の推進（高齢介護課）**

\*「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、高齢者の虐待は高齢者の尊厳をおかす重大な問題であるとしています。このことを踏まえつつ、柔軟な対応に努めます。

\*高齢者虐待の早期発見・早期対応を図ります。

\*養護者（家族等）への支援を行い、その負担の軽減を図ります。

**(30) 高齢者相談の充実（高齢介護課、保健センター）**

\*高齢者の悩みごとを解消するために、相談事業の充実を図ります。

\*今後増加が予想される高齢者への暴力に対する相談窓口の充実を検討します。

- ・高齢者健康よろず相談（高齢介護課、保健センター）

**(31) 障害者と暮らしている家族のかたへの支援（福祉課）**

\*障害者と暮らしている家族のかたの負担を軽減するため、障害者サービスの充実に努めます。

- ・短期入所事業
- ・居宅介護事業
- ・地域自立支援協議会の組織強化

## Ⅳ 男女平等に基づく労働環境の整備

### 1. 労働環境の整備

#### 【現況と課題】

平成 27 年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、民間事業主や国、地方公共団体に対して、女性採用比率や女性管理職比率、労働時間等について定めた事業主行動計画を策定することが義務付けられるなど、労働分野における男女平等に向けた動きにはめざましいものがあります。しかし、この分野における稲沢市の取り組みは最も遅れている部分でもあり、具体的な取り組みが出来ていないことが課題となっています。それぞれの事業を担当する部署だけではなく、市全体で取り組んでいく姿勢が必要です。

#### 【施策の方向】

##### (32) 事業所への男女共同参画に関する啓発（商工観光課）

- \* 市内事業所に対して、男女共同参画に関する啓発を検討します。
- \* 市内事業所に対して、男女共同参画に関する講座等への派遣依頼を検討します。

##### 《重点項目》

- 男女共同参画に関する啓発パンフレットを商工会議所等を通して市内事業所へ配布し、啓発に努めます。

##### (33) 育児・介護休業の啓発と取得促進（商工観光課）

- \* 市内事業所に対して男女がともに育児・介護休業を積極的に取得できるよう啓発を行います。

##### 《重点項目》

- 男女共同参画に関する啓発パンフレットを商工会議所等を通して市内事業所へ配布し、啓発に努めます。

##### (34) 家族経営協定の周知及び締結の促進（農務課）

- \* 女性や後継者がやりがいを持って農業に参画できるよう、休日や給与、役割分担と責任を明確にする家族経営協定について周知するとともに、協定締結の促進を図ります。

◆数値目標

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
(文書による) 家族経営協定締結 (農家) 数	2020年度	55戸	2015年度	45戸	2014年度	53戸	2005年度	21戸

**(35) 企業における女性の管理職比率の向上推進（商工観光課）**

\*市内事業所に対し、女性の管理職登用が促進されるよう、啓発方法を検討します。

《重点項目》

→啓発パンフレット等により商工会議所等を通じて市内事業所へ配布し啓発に努めます。

**(36) 事業所における職場内保育の充実（こども課、商工観光課）**

\*職場内への託児所設置を働きかけることにより、乳幼児を持つ親が働きやすい環境をつくることのできるよう働きかけます。

**(37) ファミリー・フレンドリー登録企業のPRと啓発（商工観光課）**

\*ファミリー・フレンドリー企業（注）に登録された事業所を広報紙などで紹介し、企業への普及に努めます。

（注）ファミリー・フレンドリー企業とは・・・社員が仕事と生活の調和を図ることができるよう積極的に取り組んでいる企業です。愛知県ではワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励し、その取組を広く紹介するため、登録制度を設けています。

◆数値目標

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
ファミリー・フレンドリー登録企業	2020年度	27社	2015年度	18社	2014年度	22社	2006年度	3社

※2007年7月から、認証制度から登録制度に変更

## 2. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

### 【現況と課題】

固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見を背景に、男性を中心とした雇用慣行が維持されていることなどにより、家事・育児について男性の十分な協力が必ずしも得られず、女性側の負担が高くなっている実態があります。その結果、女性が職場において活躍することが困難になる場合が多いことから、男性中心型労働慣行等の変革と女性が活躍できる社会の実現に向け、長時間労働の是正を始め、育児休業、育児短時間労働など、男性による両立支援制度の積極的な活用推進や情報提供、相談体制の確立等により、男性の家庭生活への参画を促進していく必要があります。

また、多様性のある労働形態の普及に努めていくことで、個人のライフスタイルやライフサイクルに合わせた働き方の選択が可能となり、育児・介護・家事や地域活動、さらには自己啓発のための時間を確保できるようになります。このようなワーク・ライフ・バランスの実現は活力ある地域づくりにもつながっていくことから、積極的に取り組んでいく必要があります。

### 【施策の方向】

#### (38) 仕事と子育て、介護の両立のための情報提供（生涯学習課）

\*仕事を中断する要因として、出産、子育て、介護などが挙げられますが、仕事と両立していくためのアドバイスやワーク・ライフ・バランスについての知識等、情報を提供することに努めます。

#### 《重点項目》

→子育てセミナーや男女共同参画推進セミナーなどを通して公的制度の紹介や相談窓口、ワーク・ライフ・バランスの情報提供に努めます。

#### (39) 労働時間短縮や新しい就労形態の普及（商工観光課）

\*夫婦が協働して子育てや介護をするため、労働時間の短縮やフレックスタイム、ワークシェアリングなどの質の高い就業形態の普及に努めます。

\*愛知県が平成27年2月にワーク・ライフ・バランスの実現や多様な働き方の普及などを目指して宣言した「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」に稲沢市も賛同しており、「働き方改革」推進に向けた啓発に努めます。

\*情報通信機器を活用したテレワークは、育児期等にある男女が仕事と家庭の両立を図りながら働くことが可能となることから、普及促進に努めます。

#### (40) 労働相談体制の充実（こども課、商工観光課）

\*就業相談の充実を図ります。

・母子就業相談（こども課）



・労働相談（商工観光課）

**(41) 削除**

**(42) 女性農業者の活動支援の充実（農務課）**

- \* 女性農業者による生活改善、役割向上などの活動を支援します。
- \* 女性農業者に対し、経営者としての能力向上を図るための研修実施に努めます。
- \* 県が認定する農村生活アドバイザーを活用し、女性農業者の労働条件の向上をめざした活動を支援します。

**(43) 商工会議所等が開催する講座の支援（商工観光課）**

- \* 商工会議所等が開催する起業セミナー、パソコン講座など女性の再チャレンジにつながる講座を支援します。

### 3. 市役所における男女共同参画の推進

#### 【現況と課題】

平成 26 年度における市役所の女性管理職比率（女性管理職数／管理職総数）は 22.0%と、平成 21 年度の 16.3%から着実に進展しています。男性の育児休暇取得についても、第 1 次稲沢市特定事業主行動計画（平成 17 年度～平成 26 年度）における後期期間の目標値（取得者 5 人）を達成しており、一定の成果は出ています。

新たに施行された女性活躍推進法では、各自治体が女性職員の採用比率や管理職比率などそれぞれの自治体に応じた数値目標を含む行動計画を策定し、公表することが求められています。

その際に、市役所が地域の民間事業所の模範となれるよう、まずはプランⅡの目標値達成に向けた一層の取り組みが求められます。

#### 【施策の方向】

##### （44）育児休業・介護休暇の取得しやすい職場の環境整備（人事課）

\* 男性職員が育児休業・介護休暇を取得しやすくするための環境整備を図ります。

##### 《重点目標》

→ 「職員の勤務時間、休暇等の手引き」で制度の周知に努め、特別休暇の申請があった職員には、育児休業等の取得を働きかけます。

##### （45）育児休業・介護休暇からの復帰支援環境整備（人事課）

\* 育児休業・介護休暇の取得者には、復帰後仕事の支障が少なくなるよう、職場の状況を定期的に連絡するなど情報を提供するよう努めます。

##### （46）課長職以上の管理職への女性の登用促進（人事課）

\* 課長職以上に占める女性職員の比率向上に努めます。

#### ◆数値目標

項 目	第 3 次期間		第 2 次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
課長職以上の管理職に占める女性職員の割合（一般職）	2020 年度	12%	2015 年度	8%	2014 年度	6.8%	2006 年度	1.5%

**(47) 女性職員を自治大学校に派遣するなどの能力開発支援（人事課）**

- \* 女性が研修に参加しやすい環境整備を図るとともに、自治大学校に派遣するなど女性職員の能力開発に努めます。

**(48) 短時間勤務職員の導入についての検討（人事課）**

- \* 職場、家庭、地域でのバランスの取れたライフスタイルに対応していくため、フレックスタイムの導入や短時間勤務職員制度の導入について検討します。

**(49) 男女共同参画に関する研修の充実（生涯学習課）**

- \* 職員が男女共同参画意識を習得し、仕事の中で生かせるように研修を充実します。
- \* 全職員を対象に定期的な受講できるよう努めます。
  - ・ 男女共同参画職員研修

## V 男女平等の実現に向けた地域環境の整備

### 1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 【現況と課題】

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防のための取り組みを推進し、暴力の根絶を図ることは自治体の重要な責務です。近年はS.N.S<sup>※7</sup>などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪等は一層多様化しています。また、ストーカー行為等の被害も引き続き深刻な社会問題となっており、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つとなっています。

こうした状況に的確に対応していくため、暴力を容認しない社会環境を整備するための教育や啓発を強力に推進していく必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (50) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進（秘書広報課、商工観光課、生涯学習課）

◎ セクシュアル・ハラスメント等の防止対策を推進します。（秘書広報課、商工観光課、生涯学習課）

\* 市民に対する啓発の取組

- ・ 広報紙にセクシュアル・ハラスメント防止等と相談窓口に関する記事を掲載します。（秘書広報課、生涯学習課）

\* 民間事業所に対する取組

- ・ 市内事業所に対し、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する啓発活動に努めます。（商工観光課、生涯学習課）

##### (51) 女性に対する暴力根絶のための環境づくり（生涯学習課）

◎ 女性に対する暴力を予防する観点からは、男性に対する広報啓発が重要であることに留意しつつ、若者や高齢者までの幅広い層に対して広報啓発を行います。

◎ 配偶者間の暴力については、身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力やお金を渡さないなどの経済的暴力等の行為も暴力と認識されるような啓発活動を進めます。

\* 広報紙に「女性に対する暴力をなくす運動」に関する記事を掲載します。

#### ※7 「SNS」

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。交友関係を構築する Web サービスのひとつ。Facebook や LINE など、若年層を中心に新しいコミュニケーションツールとして広がりを見せている。

**(52) 稲沢市DV対策基本計画に統合のため削除**

**(53) 相談・カウンセリング体制の充実（福祉課、市民課）**

\*女性や子どもへの、あらゆる暴力に対する相談に対応できるよう、相談体制の強化を図ります。

- ・女性悩みごと相談（福祉課）
- ・人権相談（市民課）

**(54) 相談員等の研修の充実（福祉課）**

\*相談員の研修機会を拡充し、能力開発に努めます。

## 2. 生涯を通じた女性の健康の支援

### 【現況と課題】

女性も男性も、各人がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。とりわけ、女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することになります。このため、女性が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

各種検診の受検率向上や健康に関する知識の普及啓発、スポーツを通じた健康づくりに引き続き取り組んでいきます。

### 【施策の方向】

#### (55) 削除

#### (56) 各種がん検診、各種健康教室、健康相談体制の充実（保健センター）

\*それぞれのライフステージに合った、各種がん検診、各種健康教室、健康相談体制の充実を図ります。

### ◆数値目標【第2次期間から項目変更】

項目	第3次期間		第2次期間			
	目標値		目標値		現況値	
乳がん検診の受診率	2020年度	16.3%	2015年度	16.2%	2014年度	6.8%

#### (57) 健康づくり支援ボランティアの充実（保健センター）

\*市民の健康づくりを支援できるボランティアの組織強化のため、既存のボランティア組織を対象に活動支援を行います。

#### (58) 健康知識の普及及び啓発（保健センター）

\*女性の健康問題への認識を高めるための施策を検討します。

- ・妊婦健診（保健センター）
- ・乳がん自己検診の普及・啓発（保健センター）

\*母子保健に関わる保健師の研修機会を拡充し、能力開発に努めます。

### (59) 性差医療についての啓発（市民病院）

◎ 生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応じた的確な医療を受けられることが必要とされています。性差医療<sup>※8</sup>についての知識普及について検討します。

\* 性差医療の周知について検討します。

### (60) 生涯にわたってスポーツできる事業の推進（スポーツ課）

\* 体育振興会等の活動を通して、誰もが生涯にわたり行えるスポーツの振興を図ります。

- ・ スポーツ普及振興事業
- ・ 生涯スポーツ推進事業
- ・ 各種スポーツ大会運営事業
- ・ 各種スポーツ団体補助事業

#### ※8 「性差医療」

性差に配慮した医療のこと。男性と女性ではかかりやすい病気が異なったり、同じ病気でも病状が異なることがあり、そのような性差に配慮した医療（性差医療）が必要と考えられている。

### 3. 地域における相互扶助の推進

#### 【現況と課題】

福祉や防災といった行政課題の多くは、地域社会の連帯感や相互扶助意識が希薄になると、地域が持つ本来の力を発揮することができません。これからのまちづくりは、子どもから高齢者まで市民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

そのためには、さまざまな生活課題について市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携によって解決していくことができるよう、ボランティアの養成やNPOの活動支援、在住外国人等のマイノリティへの支援を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

##### (61) 市民活動支援センターの活動の充実（地域振興課）

\* NPOやボランティア等の情報拠点となる市民活動支援センターの活動の推進に努めます。

- ・ ボランティア活動推進における市民活動支援センター体制の確立

#### ◆ 数値目標【第2次期間から追加】

項目	第3次期間		第2次期間			
	目標値		目標値		現況値	
市民活動支援センター登録団体数	2020年度	180団体	2015年度	102団体	2014年度	128団体
市民活動支援センター登録団体所属会員数	2020年度	8,000人	2015年度	5,000人	2014年度	6,432人
市民活動支援センター市民登録者数(個人)	2020年度	25人	2015年度	17人	2014年度	20人

##### (62) 社会福祉協議会の活動の支援（福祉課）

\* 社会福祉協議会に登録している福祉ボランティアの活動を支援します。

\* 地域福祉活動の推進に努めます。



◆数値目標

項 目	第3次期間		第2次期間				プランⅡ策定時	
	目 標 値		目 標 値		現 況 値			
福祉ボランティア登録者数	2020年度	2,300人	2015年度	2,300人	2014年度	1,306人	2005年度	1,309人

**(63) 国際交流・協力の推進（秘書広報課）**

- \* 男女共同参画実現に向けた様々な分野での国際交流を地域に根付いたものとしていきます。
- \* 在住外国人のために、情報提供や相談体制の充実に努め、安心して生活できる環境づくりをサポートします。
- \* 稲沢市国際友好協会が推進するボランティア活動の活性化を図り、国際交流意識を高めます。

# 稲沢市DV対策基本計画

## 【稲沢市DV対策基本計画の趣旨】

### ◆ 稲沢市DV対策基本計画策定の背景

平成20年1月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項の規定により、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされました。

また、市の男女共同参画プランⅡにおいては、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が基本的課題となっています。

そのため、内閣府の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に基づき、稲沢市DV対策基本計画を男女共同参画プランⅡと一体のものとして策定することになりました。

※ 稲沢市DV対策基本計画における「配偶者」とは・・・

この計画において「配偶者」とは、婚姻の届出をした夫婦の一方（事実婚を含む。）のみでなく、離婚した元配偶者（事実婚にあった者を含む。）も含まれます。

また、「配偶者からの暴力」は、恋人など親しい男女間の暴力や女性から男性への暴力も対象としています。

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

（都道府県基本計画等）

**第二条の三** 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

～ 略 ～

**3** 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## ◆ 計画期間

「いなざわ男女共同参画プランⅡ（第2次中間改訂）」と同じ平成28年度から平成32年度までとします。

## ◆ DV対策の現状

### (1) DVに関する意識

市民意識調査結果によると、おおよそ5人に1人が何らかのDVを受けたことがあると回答しています。

また、DVを受けた場合の相談先としては、「友人・知人」が35.0%で最も高く、次いで「家族や親戚などの身内」が33.9%となっている一方、全体の39.9%が「どこにも相談しなかった」と回答。公の相談窓口など第三者機関への相談は数パーセント以内にとどまっています。

DVについての相談をしなかった理由では、「相談するほどのことではなかった（31.5%）」、「相談してもムダだと思ったから（27.4%）」、「自分さえ我慢すれば、何とかこのままやっていけると思ったから（26.0%）」と回答した人の割合が高くなっています。

DVを防止するために必要なことは、「相談窓口や保護施設の整備（51.1%）」「法律や制度の見直し（49.8%）」、「犯罪の取締り強化（48.6%）」とする意見が多くなっています。

### (2) DV対策の体制

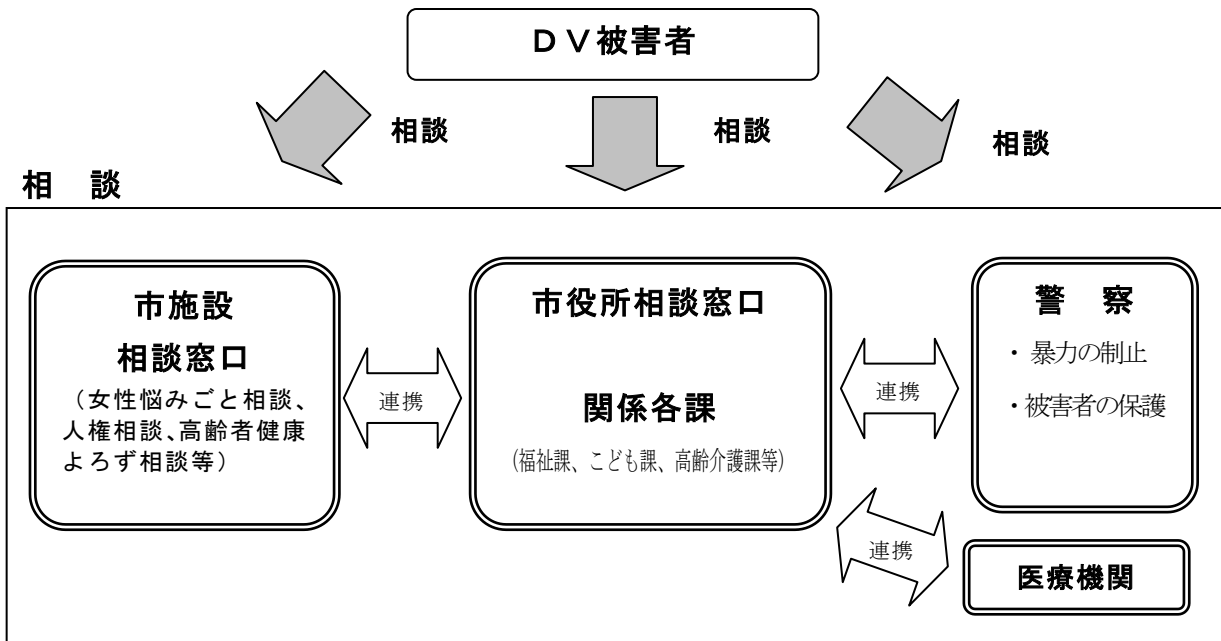
女性悩みごと相談ではDV相談も含めた女性の悩みごと全般を相談対象としており、電話、面接による相談を実施しています。

また、実際に事例が発生した場合は、庁内関係課で情報交換や対応について協議し、連携して対応しています。

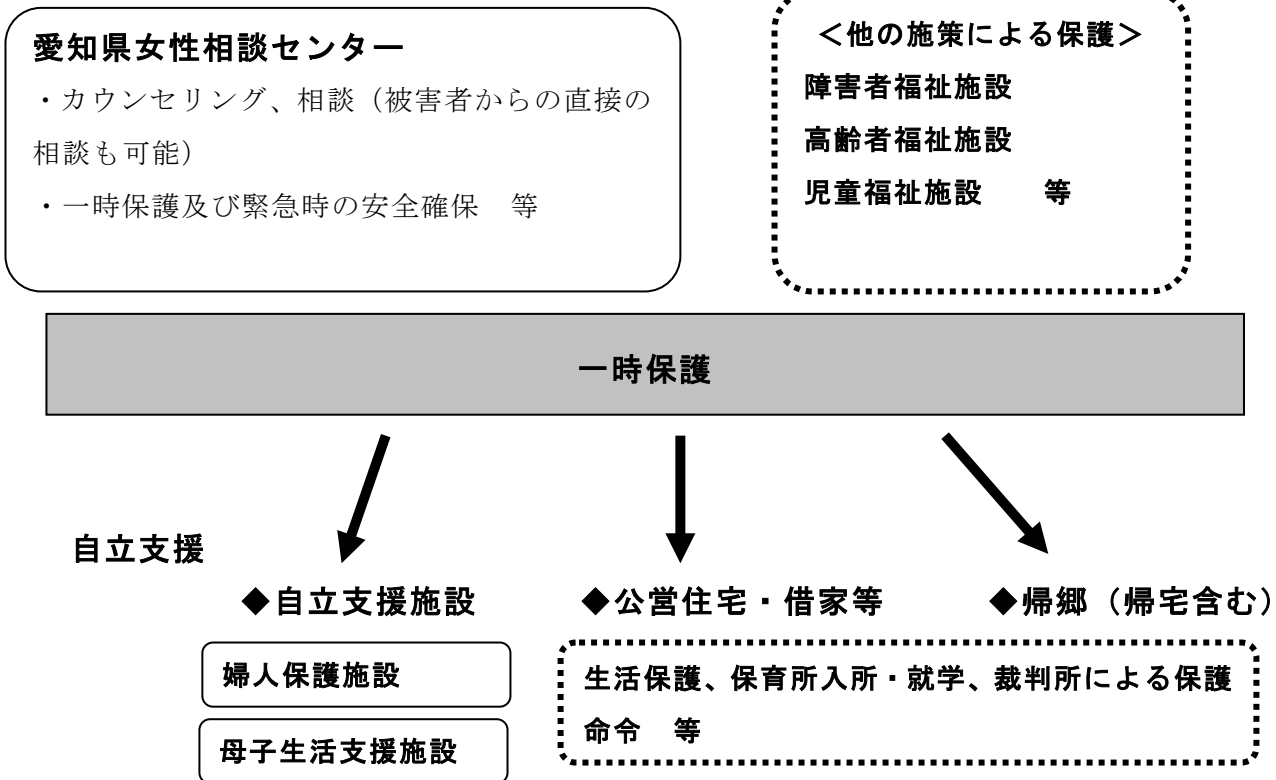
男性に対するDV相談については十分な相談体制が確保されていないのが現状です。警察庁の統計資料によれば、平成26年中に警察が対応した男性に対するDV事案は全体の10.1%、5,971件に達しており、男性に対するDV相談体制の構築は今後の課題となっています。

# DV対策における基本方針

## ◆被害者相談・保護・支援の流れ



## 保 護



## 稲沢市DV対策基本計画

### ◆ DV対策における視点

- ✿ DVは、犯罪となる行為をも含む人権侵害であること
- ✿ DVが行われている家庭の子どもも被害者となること
- ✿ DV被害者の保護、自立支援を行うこと
- ✿ DV対策は、庁内を始め、県、警察等の関係機関との連携・協力が必要不可欠であること

### ◆ 施策の体系

基本的課題

主な取り組み

#### (01) DV被害防止に向けた啓発

- \* DV防止に関する啓発の実施
- \* 出前講座の実施（県の出前講座を利用）
- \* 若い世代への教育・啓発

#### (02) DV相談体制の充実

- \* 相談窓口等の周知
- \* 相談窓口の設置
- \* 外国人への配慮
- \* 安全確保
- \* 職員への啓発、研修
- \* 関係機関等との連携・協働

#### (03) 自立支援の充実

- \* 自立に向けた生活の支援
- \* 健康に対する支援
- \* 子どもに対する支援

## ◆ 施策の具体的内容

### (01) DV被害防止に向けた啓発（秘書広報課、学校教育課、生涯学習課）

◎ DVが家庭内の問題だけでなく、人権を侵害する犯罪行為であることが認識されるよう啓発活動に努めます。

\* DV防止に関する啓発の実施

- ・市広報によるDVに関する啓発を図ります。（秘書広報課）
- ・各種講座等の機会を捉え、DVに対する啓発を図ります。（生涯学習課）

◎ DV問題についての講座・研修を行い、市民のDVに対する認識を高めます。

\* 出前講座の実施

- ・県主催の出前講座を利用し、地域住民への理解を深めます。（生涯学習課）

\* 若い世代への教育・啓発

- ・学校における人権教育の推進を図ります。（学校教育課）
- ・デートDVなどを理解するための学習機会の提供に努めます。（生涯学習課）

### (02) DV相談体制の充実（秘書広報課、福祉課、こども課、高齢介護課、市民課、保健センター、生涯学習課）

◎ 女性が抱える多様な問題に対応するため、「女性悩みごと相談」を始め、安心して相談できる体制を整備していきます。

\* 相談窓口等の周知

- ・リーフレットや携帯カード等により、相談窓口の周知を図ります。（関係各課）

\* 相談窓口の設置

- ・若い世代から高齢者まで多様な相談に対応できる体制の整備に努めます。

（女性悩みごと相談（福祉課）  
福祉総合相談窓口（注）（福祉課）  
子育て支援総合相談（こども課）  
高齢者健康よろず相談（高齢介護課・保健センター）  
人権相談・法律相談（市民課）

（注）福祉総合相談窓口とは・・・平成27年4月から生活困窮者自立相談支援事業として、福祉総合相談窓口を開設しました。生活困窮者等からの相談を受ける中で、DVに関する相談があれば速やかに担当部署に連絡する体制をとっています。

\* 外国人への配慮

- ・外国人からのDV相談に対応できるよう通訳等の配置や外国語パンフレットによる情報提供に努めます。（秘書広報課）

◎ 被害者に対する二次的被害などを防ぎ、解決へ向けた対応ができるよう、職員の資質向上を図ります。

**\*安全確保**

- ・ 緊急性の高い事案について、一時保護施設と連携するとともに、警察等関連機関と連携して被害者やその子ども等同伴家族の安全確保に努めます。(福祉課、こども課、高齢介護課)
- ・ 「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の受付により住民基本台帳の閲覧等の制限を実施します。また、住民基本台帳に基づいて事務処理を行う部署での情報管理の徹底と連携を図ります。(市民課)(関係各課)

**\*職員への啓発、研修**

- ・ 関係職員へのDVに対する啓発を行うとともに、マニュアルの活用や県主催の研修会への参加を通じて職員の資質向上を図ります。(生涯学習課)

**\*関係機関等との連携・協働**

- ・ 関係各課で具体的事例の情報交換や情報の共有化を図り、連携の強化に努めます。また、情報の取り扱いに際しては、個人情報保護の徹底に努めます。(関係各課)
- ・ 民間支援団体との連携、協働や関係行政機関等との連携に努めます。(関係各課)

**(03) 自立支援の充実(福祉課、こども課、高齢介護課、保健センター、学校教育課)**

◎ DV被害者への心身の健康や生活の安定など自立に向けた支援を検討していきます。

**\*自立に向けた生活の支援**

- ・ 関係機関と連携し、各種手当の支給や就業、各種福祉サービスの利用に向けた支援を図ります。(福祉課、こども課、高齢介護課)

生活保護、児童扶養手当等の手続き支援  
ハローワーク、母子家庭等就業・自立支援センターとの連携  
保育所への入所や各種福祉サービスの利用支援  
婦人保護施設、母子生活支援施設への入所

**\*健康に対する支援**

- ・ DV被害者が医療機関等で健康回復のために適切な支援を受けられるよう、相談支援を図ります。(保健センター)

**\*子どもに対する支援**

- ・ 教育委員会、児童相談センター等と連携し、子どもの心のケア等の支援を図ります。(こども課、学校教育課)

スクールカウンセラー  
子育て支援総合相談

#### 4 数値目標 (第2次期間における進捗状況)

 上方修正
  下方修正

体系の番号	ページ数	項目	第3次期間(2020年度)		第2次期間		第1次期間実績		策定時	
			目	値	第2次期間目標値(A)	2014年度の現況(B)	B/A	2009年度		2010年度
I-1-(01)	14	「男女共同参画社会」という用語の周知度		100%	85%	38.7%	45.5%	65.9%	2004年度	52.5%
I-2-(04)	16	男女共同参画推進セミナーに参加する男性の割合		35%	30%	25.5%	85.0%	21.1%	2005年度	8.1%
II-1-(06)	17	市の審議会等に占める女性委員の割合		35%	33%	29.2%	88.5%	21.8%	2006年度	21.9%
II-1-(06)	17	農業委員に占める女性委員の割合		9%	6%	5.6%	93.3%	3.0%	2006年度	0.0%
II-2-(12)	19	まちづくり推進協議会に占める女性委員の割合		25%	20%	13.9%	69.5%	11.1%	2006年度	15.6%
III-1-(13)	20	延長保育の促進		23保育園	23保育園	29保育園	126.1%	13保育園	2005年度	11保育園
III-1-(13)	20	乳児保育の促進	←	(28) → 29保育園	28保育園	30保育園	107.1%	13保育園	2005年度	11保育園
III-1-(13)	20	障害児保育の促進	←	(11) → 12保育園	11保育園	12保育園	109.1%	10保育園	2005年度	5保育園
III-1-(13)	20	一時保育の促進		7保育園	7保育園	6保育園	85.7%	3保育園	2005年度	2保育園
III-1-(14)	21	放課後児童健全育成事業の促進	←	(26) → 38クラブ	26クラブ	27クラブ	103.8%	23クラブ	2005年度	15クラブ
III-1-(23)	23	市民1人当たりの都市公園面積	←	(4.34) → 5.10㎡	4.24㎡	4.93㎡	116.3%	3.99㎡	2005年度	3.80㎡
III-2-(25)	25	高齢者ふれあいサロンの運営所数	←	(21) → 34か所	21か所	27か所	128.6%	16か所	2005年度	8か所
III-2-(27)	25	シルバーハウジングの整備促進		27戸	27戸	9戸	33.3%	0戸	2005年度	0戸
III-2-(27)	25	公共施設のバリアフリー整備	←	(40) → 48施設	37施設	44施設	118.9%	35施設	2004年度	25施設
IV-1-(34)	28	(文書による)家族経営協定締結(農家)数	←	(50) → 55戸	45戸	53戸	117.8%	45戸	2005年度	21戸
IV-1-(37)	28	ファミリー・フレンドリー認証企業(H19.7より登録制度に変更)	←	(22) → 27社	18社	22社	122.2%	15社	2006年度	3社
IV-3-(46)	31	課長職以上の管理職に占める女性職員の割合(一般職)		12%	8%	6.8%	85.0%	4.0%	2006年度	1.5%
V-2-(56)	35	乳がん検診の受診率【基本健康診査の受診率から変更】		16.3%	16.2%	6.8%	42.2%	-	2009年度	16.1%
V-3-(61)	37	市民活動支援センター登録団体数【第2次期間から追加】	←	(117) → 180団体	102団体	128団体	125.5%	-	2009年度	84団体
V-3-(61)	37	市民活動支援センター登録団体所属会員数【第2次期間から追加】	←	(5,800) → 8,000人	5,000人	6,432人	128.6%	-	2009年度	4,216人
V-3-(61)	37	市民活動支援センター市民登録者数(個人)【第2次期間から追加】	←	(17) → 25人	17人	20人	117.6%	-	2009年度	15人
V-3-(62)	38	福祉ボランティア登録者数	←	(2,600) → 2,300人	2,300人	1,306人	56.8%	1,922人	2005年度	1,309人

※第3次期間(2020年度)欄の()内の数値は第1次中間改訂時の目標数値



## 稲沢市男女共同参画審議会設置要綱

昭和 63 年 8 月 1 日 施行  
要綱

### (設置)

第 1 条 男女共同参画に関する諸問題の把握と施策のあり方について意見を聴し、男女共同参画行政施策の企画とその推進に資するため、稲沢市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第 2 条 審議会は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づき、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策について調査審議する。

### (組織)

第 3 条 審議会は、市長が委嘱する委員 10 人以内で組織する。

2 委員の任期は、2 年とする。

### (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が会議を招集する。

(1) 最初の会議を招集するとき。

(2) 会長及び副会長が欠けたとき。

### (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

### (補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、昭和 63 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に指名される委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 65 年 3 月 31 日までとする。

(任期の特例)

- 3 祖父江町及び平和町の編入の日の前日において、第 3 条第 2 項の規定により委嘱されている委員の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日までとする。

付 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

## 稲沢市男女共同参画審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属 団 体 等
会 長	山内 晴雄	愛知県社会教育委員連絡協議会長
副会長	末廣 詔子	いなざわウィルネット会長
委 員	櫻井 茂法	大成中学校・高等学校参与
委 員	川口 ゆかり	愛知県男女共同参画セミナー修了生
委 員	林 広志	稲沢高等学校校長
委 員	牧 博之	名古屋造形大学教授
委 員	鵜飼 義一	公募委員
委 員	塚本 浩美	公募委員
委 員	森本 美千代	公募委員

\*任期 平成27年4月1日～平成29年3月31日

いなざわ男女共同参画プランⅡ ～みなが個性輝く明日へ～  
(第2次中間改訂)

平成28年3月発行

編集・発行 稲沢市教育委員会生涯学習課  
〒492-8269 稲沢市稲府町1番地  
電 話 0587-32-1111(代表)  
F A X 0587-32-1196  
電子メール [shogai@city.inazawa.aichi.jp](mailto:shogai@city.inazawa.aichi.jp)